第30号

発行日:平成24年3月16日発行 和光市越後山土地区画整理組合 所:和光市南1-20-34

T E L: 048-462-2611 F A X: 048-450-1545

URL:http://www.w-echigoyama.jp/

既定予算

455,000

62,000

128,000

11, 220

217,000

11, 318

884,658

120



## 第17回総代会を開催しました

3月1日(木)午後7時より、越後山組合事務所で、第17回総代会を開催しました。 総代定数13名のうち出席者7名(書面議決6名)により平成23年度補正予算(第2号)と平成24年 度予算の2議案が可決されました。

《平成23年度補正予算(第2号)について》

平成23年度は、当初884,658千円の予算でスタートしました。本事業での最大規模となる調整池工 事を含んでの予算です。調整池と関連する工事は順調に進みましたが、一部道路工事が予定通りに着手 できず、工事量が減り工事費も縮小となりました。工事が出来ない連鎖として、保留地が処分できない 事態となり、収入も減ってしまいました。その結果、本年度事業に 55,000 千円の不足が生じ、長期借 入を起こすことになったのが、主な補正事由です。

詳細は下記のとおりです。

【収入の部】

(単位:千円)

【支出の部】

1. 工 事

2. 補 償

4. 会 議

6. 借 入

7. 予 備

3. 委

款

託

5. 事 務 所 費

8. 繰 越 金

支出合計

費

費

費

費

金

費

(単位:千円)

予算額

380,000

12,700

113,000

100

9,920

6,887

738,607

216,000

補正額

△75,000

 $\triangle 49,300$ 

 $\triangle 15,000$ 

 $\triangle 20$ 

 $\triangle 1,300$ 

 $\triangle 1,000$ 

△11, 318

 $\triangle 146,051$ 

6,887

款	既定予算	補正額	予算額
1. 補 助 金	375, 000	△20	374, 980
2. 保留地処分金	257, 000	△201, 030	55, 970
3. 借 入 金	210, 001	54, 999	265, 000
4. 雜 収 入	2	-	2
5. 繰 越 金	42, 655	-	42, 655
収入合計	884, 658	△146, 051	738, 607







◎和光市 ◎和光市

《平成24年度予算について》

平成24年度予算の収入では、市の補助金1億円、保留地処分金が325,900千円を計上しています。

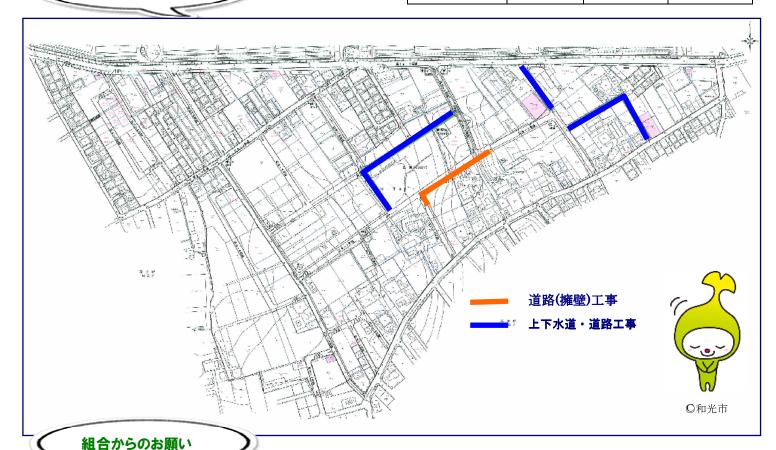
支出では、23年度に工事施工できなかった場所に加え、調整池の周辺の基盤整備(上水道・下水道・道 路工事等)事業を計上しています。工事費で、138,000千円、工事を行う場所の移転補償費44,000千円、工 事の設計費等 102,000 千円の予算としました。

保留地は、工事が進まないと、処分できませんので、皆様のご協力をお願い致します。 詳細は、裏面の通りです。

款	当初予算	前年度予算	比較増減
1. 補 助 金	100, 000	374, 980	△274, 980
2. 保留地処分金	325, 900	55, 970	269, 930
3. 借 入 金	45, 001	265, 000	△219, 999
4. 雜 収 入	2	2	-
5. 繰 越 金	6, 887	42, 655	△35, 768
収入合計	477, 790	738, 607	△260, 817

款	当初予算	前年度予算	比較増減
1. 工 事 費	138, 000	380, 000	△242,000
2. 補 償 費	44, 000	12, 700	31, 300
3. 委 託 費	102, 000	113, 000	△11,000
4. 会 議 費	100	100	0
5. 事 務 所 費	10, 770	9, 920	850
6.借 入 金	181, 500	216, 000	△34, 500
7. 予 備 費	1, 420	0	1,420
8. 繰 越 金	_	6, 887	△6, 887
支出合計	477, 790	738, 607	△260, 817

# 平成24年度施行箇所図



### 土地や建物の権利変動等については組合へお知らせ下さい。

組合では、土地や建物の権利関係の最新情報を、常に把握しておく必要があります。相続や、土地・建物の売買等で、権利を変動する予定や、変動が生じた場合は組合へお知らせ下さい。

#### ●区画整理事業地内は、土地区画整理法第76条の規制区域となっています。

建物の新築、増改築や土地の形質変更等は知事の許可が必要となり、組合へ届け出なければなりません。建物の新築や増改築をお考えの方は組合までご連絡・ご相談下さい。

#### ●区画整理事業地内は、地区計画が定められています。

地区計画の定められた区域内では、建物の新築・増改築だけでなく、色の塗り替えや門扉・さくを作る場合なども地区計画の届出が必要になります。詳細につきましては市役所2階の都市整備課計画担当(TEL048-424-9145)にご相談ください。

